

2024 年 6 月 25 日

大阪市長 横山 英幸殿

特定非営利法人カラフルプランケッツ 理事長 井上ひとみ

特定非営利法人カラフルプランケッツ

日本共産党 淀川区市政対策委員 湊 隆介

要望書

要望事項

1. 大阪市ファミリーシップ制度を利用している当事者より世帯合併に伴い申し出があった際には、事実婚世帯に準じ、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」と記載するようにしてください。
2. 大阪市ファミリーシップ制度の申請については、当事者の利便性向上のために、
 - ・各区の区役所でも申請できるようにしてください。
 - ・土曜日・日曜日・祝日の申請受付につき相談があった場合には、柔軟に対応願います。

要望の理由

報道のとおり、5 月 2 日、長崎県大村市は同市で同性パートナーシップ制度を利用している男性カップルについて、世帯合併の手続きに伴い、住民票の続柄欄に「夫（未届）」と記載して交付する対応を実施しました。同様の対応は、東京都世田谷区や杉並区、栃木県鹿沼市、京都府与謝野町なども検討しており、島根県倉吉市は既に運用を開始しております。

大阪市は、札幌市、福岡市に続き、人口 200 万を超える政令市では先陣を切って「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」を導入し（2022 年 4 月には大阪市ファミリーシップ制度に衣替え）、2023 年 5 月末で 491 組が利用しています。「パートナーシップ宣誓書受領証」を手にしたことで当事者は「行政に認められた」という安心を得るとともに、大阪市市営住宅の申し込みにおいてファミリーシップ制度にもとづく関係が考慮されるなど実際の行政対応も進んでおり、当事者の生きづらさの解消に向けた進展は、当事者にとって心強い限りです。

同時に、いまなおパートナーシップ宣誓書受領証を提示しても、医療機関によっては家族とみなさない対応をとるなどしており、当事者の生きづらさが完全に解消したとは言えません。

本来であれば、国が一日も早く同性婚を法制化することで同性カップルの法的地位を保障すべきですが、それに先立ち、大阪市が、自治体の裁量で判断できる「住民票の続柄」の記載についてファミリーシップ制度の利用確認などをもとに同性カップルの事実婚状態を認める記載へと

変更することで、社会にあまねく通用する住民票の記載を通じて同性カップルの生きづらさの解消に一層貢献されるよう、強く要望するものです。

なお、現在の大阪市のパートナーシップ宣誓制度については、西区の人権センターもしくはオンラインでの申請となっていますが、移動の困難や機器接続への対応の困難などにかんがみ、各区の区役所でも申請できるよう要望いたします。

また、土曜日日曜日および祝日の申請が受け付けられていないため、平日に休みが取得できない同性カップルはこの制度を利用できません。他市では「申請は 1 年中 24 時間受付できます（西宮市）」「休日や時間外も可能な範囲で対応します（甲賀市）」とされているなど、門戸をできるだけ広げる運用がなされています。

大阪市におきましても、土曜日日曜日祝日等の申請受付について柔軟に対応くださいますよう、要望いたします。

以上